

空港整備法施行令の一部を改正する政令

内閣は、空港整備法の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号）の施行に伴い、並びに空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）第二条第一項第三号、第六条第一項並びに附則第五項及び第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

空港整備法施行令（昭和三十一年政令第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第八条第四項第二号」を「第六条第一項」に改める。

附則第六項を次のように改める。

6 法附則第五項の政令で定める照明施設は、気象状態が悪い場合で国土交通省令で定める高度以上の高度においては滑走路の位置を確認することができないときにおいても航空機が当該空港に着陸することを可能とするために国土交通省令で定めるところにより設置される航空灯火（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十項に規定する航空灯火をいう。）とする。

附則中第十二項を第十三項とし、第七項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、第六項の次に次の一項を

加える。

7 法附則第六項の政令で定める工事は、次に掲げる工事とする。

一 一般公衆の利用に供する目的で当該空港と他の地点との間の路線における輸送需要に対応した輸送力を有する航空機が発着することができる長さを超えてその滑走路を延長する工事及び当該工事と併せて施行されるべき着陸帯、誘導路、エプロン若しくは照明施設の改良又は空港用地の造成若しくは整備の工事であつて、次に掲げるもの

イ 積雪又は凍結の状態にある滑走路における航空機の出着の制約を緩和するために必要な工事

ロ 国際交流の促進を通じた地域経済の発展を図るための施策を実施するために必要な工事

二 一般公衆の利用に供する目的で前項の照明施設に改良する工事及び当該工事と併せて施行されるべき

空港用地の造成又は整備の工事であつて、霧による航空機の着陸の制約を緩和するために必要なもの

別表第三久米島空港の項中「具志川村」を「久米島町」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

空港整備法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公共団体がその管理する第二種空港又は第三種空港において改良の工事を施行することができる照明施設及び当該工事のうち国の補助の対象とすることができるものを定める等の必要があるからである。